

第 5 期 三 島 市 障 害 福 祉 計 画
第 1 期 三 島 市 障 害 児 福 祉 計 画
(案)

平成 30 年度～平成 32 年度
(2018 年度～2020 年度)

平成 30 年 1 月
三 島 市

目 次

1 計画の趣旨と背景	1
2 計画の性格	2
3 計画期間	3
4 計画の位置づけ	4
(1) 三島市障害者計画との関係	4
(2) 第5期三島市障害福祉計画・第1期三島市障害児福祉計画と他の計画との関係....	5
5 計画の基本理念	6
6 障がいのある人の福祉サービスの体系	7
7 平成32年度(2020年度)の目標値の設定	9
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	9
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	10
(3) 地域生活支援拠点等の整備	10
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	11
(5) 障害児支援の提供体制の整備等	12
8 障害福祉サービス・相談支援の見込量	14
(1) 訪問系サービス.....	14
(2) 日中活動系サービス	15
(3) 居住系サービス.....	18
(4) 相談支援.....	20
(5) 障害福祉サービス・相談支援の見込量確保のための方策	21
9 障害児支援の見込量(第1期障害児福祉計画)	22
(1) 児童発達支援	22
(2) 医療型児童発達支援	23
(3) 放課後等デイサービス.....	23
(4) 保育所等訪問支援	24
(5) 居宅訪問型児童発達支援	25
(6) 障害児相談支援.....	25
(7) 医療的ケア児に対する支援を調整するコーディネーターの配置	26
(8) 障害児支援の見込量確保のための方策	27

10 地域生活支援事業の見込量	28
(1) 理解促進研修・啓発事業.....	28
(2) 自発的活動支援事業.....	28
(3) 相談支援事業.....	29
(4) 成年後見制度利用支援事業.....	30
(5) 成年後見制度法人後見支援事業.....	31
(6) 意思疎通支援事業.....	31
(7) 日常生活用具給付等事業.....	32
(8) 手話奉仕員養成研修事業.....	34
(9) 移動支援事業.....	34
(10) 地域活動支援センター事業.....	35
(11) 訪問入浴サービス事業.....	36
(12) 日中一時支援事業.....	36
(13) 障害児支援体制整備事業.....	37
(14) 巡回支援専門員整備事業.....	38
(15) スポーツ・レクリエーション教室開催事業.....	39
(16) 点字・声の広報等発行事業.....	40
(17) 地域生活支援事業の見込量確保のための方策.....	40
11 計画の達成状況の点検と評価	41

一凡 例一

○「障がい」の表記について

本計画書では、「障害」という用語を、法律などに規定されている場合を除き、「障がい」とひらがなで表記しています。

○元号の表記について

元号については、改元に伴い、新元号に読み替えるものとします。

○「圏域」について

本計画書の「圏域」とは、障害者総合支援法に規定する「当該都道府県が定める区域」のことです。三島市は、沼津市・御殿場市・裾野市・伊豆市・伊豆の国市・函南町・清水町・長泉町・小山町から成る「駿東田方圏域」に属しています。

1

計画の趣旨と背景

本市は、平成 23 年度（2011 年度）に、平成 24 年度（2012 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までを計画期間とする「第 3 期三島市障害者計画」を策定し、第 1 期より継承している「みんなでづくり みんなであゆむ 福祉のまち みしま」を基本理念として、様々な施策を推進してきました。この間、平成 26 年度（2014 年度）には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）」に基づく「第 4 期三島市障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービスなどの一層の充実に取り組んできましたが、近年、社会情勢のめまぐるしい変化や保健・医療技術の進歩などを背景に、障がいのある人のための施策を取り巻く状況は大きな変化をみせています。

平成 23 年（2011 年）8 月に「障害者基本法」が一部改正され、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、障がい者の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。その改正を踏まえ、障害者自立支援法の目的規定を改正し、「地域社会における共生の実現」を基本理念に掲げた「障害者総合支援法」が平成 25 年（2013 年）4 月に施行されました。この間、平成 24 年（2012 年）10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、またその後も「障害者優先調達推進法」の制定、「障害者雇用促進法」の改正など、様々な国内法の整備が進められてきました。

こうした国内法整備を経て、平成 26 年（2014 年）1 月に障害者の権利に関する条約が批准され、同年 2 月に発効しました。そして、平成 28 年（2016 年）4 月には差別の解消を推進し、すべての人が相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現するため「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

さらに、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成 30 年度（2018 年度）より施行されることとなり、市町村及び都道府県に対して障害児福祉計画の作成が義務付けられ、かつ障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための仕組みが導入されることとなりました。

このような状況に適切に対応するため、三島市においては「第 5 期三島市障害福祉計画・第 1 期三島市障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス及び相談支援、障害児通所支援、並びに地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に行われるよう、障がいのある人の福祉の一層の充実を図っていきます。

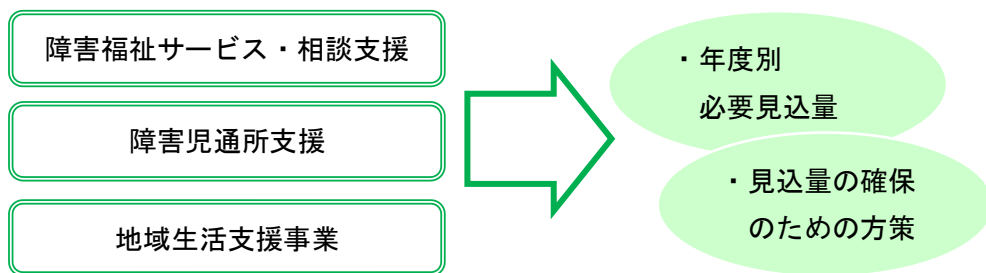
2

計画の性格

この計画は、『障害者総合支援法』及び『児童福祉法』に基づき、国が定めた基本指針に沿って、各種障害福祉サービスや相談支援、障害児通所支援、地域生活支援事業の必要な見込量とその確保のための方策に関する計画を定めるものです。

【主に定める事項】

- 平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）における障害福祉サービス・相談支援・障害児通所支援の種類ごとの必要な見込量とその確保のための方策
- 平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）における地域生活支援事業の種類ごとの必要な見込量とその確保のための方策



3

計画期間

『第5期三島市障害福祉計画・第1期三島市障害児福祉計画』は、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づき、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間を計画期間とし、平成32年度（2020年度）に必要な見直しを行います。

『第4期三島市障害者計画』は、「障害者基本法」に基づき、本市の障がいのある人のための施策について、長期的・総合的な視点に基づき推進するものであり、平成30年度（2018年度）から平成35年度（2023年度）までの6年間を計画期間とします。

【計画の期間】

平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)
第4期三島市障害者計画					
第5期三島市障害福祉計画 ・第1期三島市障害児福祉計画			第6期三島市障害福祉計画 ・第2期三島市障害児福祉計画		
		● 見直し			

4

計画の位置づけ

(1) 三島市障害者計画との関係

これまでの障がいのある人のための施策は、「障害者基本法」に基づき展開されてきており、『第4期三島市障害者計画』は、この「障害者基本法」に基づき策定されています。

また、「障害者総合支援法」(第88条)においては、国の基本指針に即した障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業などの必要な見込量とその確保のための方策を盛り込んだ、市町村障害福祉計画の策定が別に義務づけられており、「児童福祉法」(第33条の20)においては、障がいのある児童の福祉サービスや相談支援の提供体制、円滑な実施などに関する計画の策定が義務付けられているため、この『第5期三島市障害福祉計画・第1期三島市障害児福祉計画』が策定されました。

このように、障がいのある人の福祉を目的とした計画は複数存在することになりますが、「障害福祉計画・障害児福祉計画」は「障害者計画」の中の生活支援に向けた障害福祉サービスなどに関する実施計画として位置づけられるものです。

【 「障害福祉計画・障害児福祉計画」と「障害者計画」の関係 】

障害者計画

- 「障害者基本法」(第11条第3項)に基づく、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 計画期間：中長期(概ね5~10年程度)
- 住民にもっとも身近な行政主体である市町村が、基本的な施策やその施策の方向を具体的に示した計画

障害福祉計画・障害児福祉計画

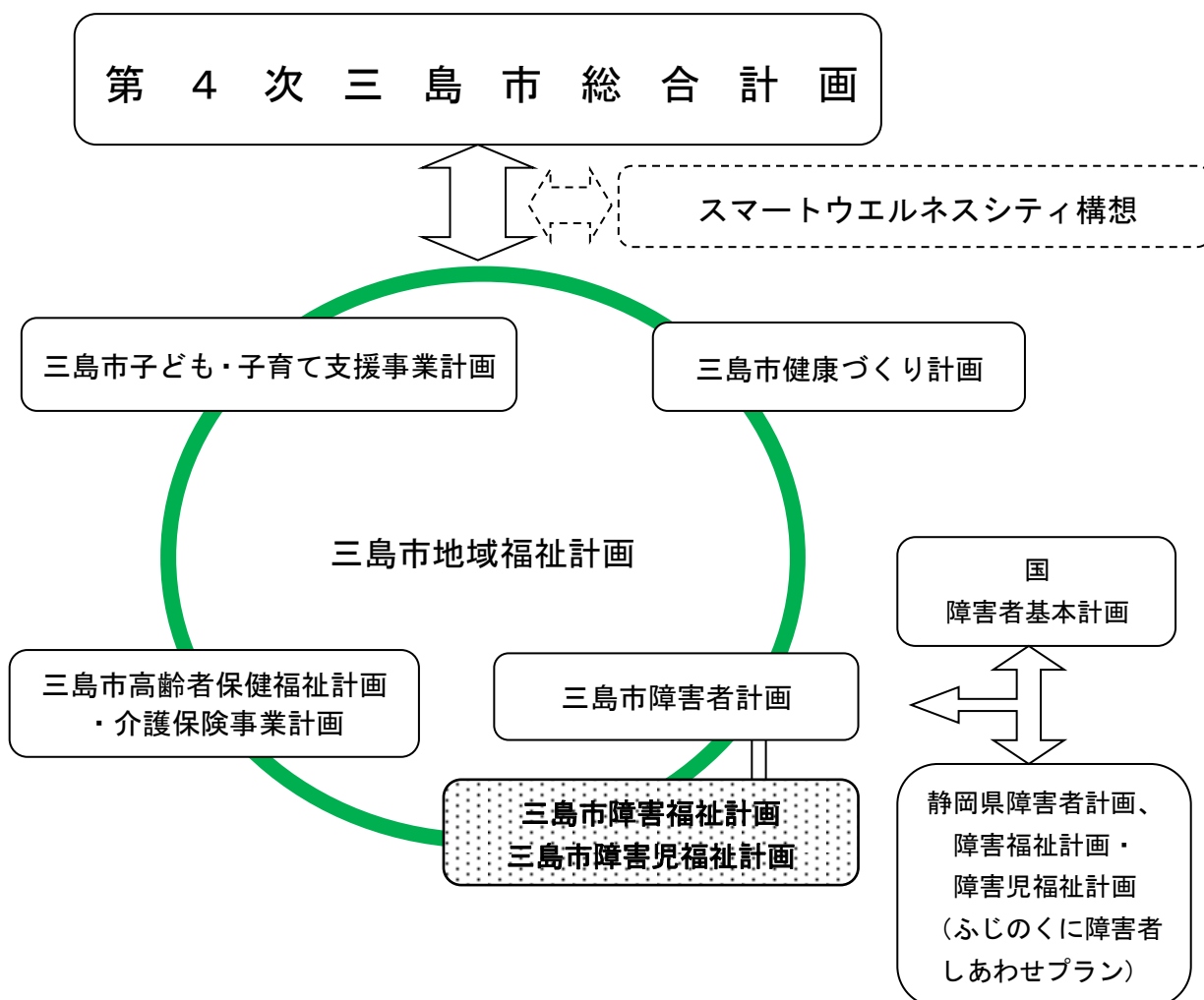
- 「障害者総合支援法」(第88条)に基づく、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業などに関する実施計画
「児童福祉法」(第33条の20)に基づく、障害児通所支援や障害児相談支援などに関する実施計画
- 計画期間：3年を1期とする
※第5期計画は、平成29年度(2017年度)中に、平成32年度(2020年度)までを計画期間として策定
- 国の基本指針に即して、各年度における障害福祉サービスや相談支援、障害児通所支援、地域生活支援事業の種類ごとの必要な見込量とその確保のための方策を定める計画

(2) 第5期三島市障害福祉計画・第1期三島市障害児福祉計画と他の計画との関係

「第5期三島市障害福祉計画・第1期三島市障害児福祉計画」は、「第4期三島市障害者計画」の理念のもと、障害福祉サービスや障害児通所支援などに関する実施計画です。

「第4期三島市障害者計画」は、「第4次三島市総合計画」の分野別計画であり、基本方針1「健康・福祉を育むまちづくり」のうち、第7項「障がいのある人を支える環境の充実」の具体的事業を展開することを目的に策定するものです。なお、平成27年度（2015年度）に策定された「三島市地域福祉計画」との整合性を図り、障がいのある人のための施策の分野について展開しています。

【 「三島市障害福祉計画」 と他の計画との関係 】



5

計画の基本理念

計画の策定に当たり、障がいのある人などの自立と社会参加を基本とする「障害者基本法」の理念を踏まえつつ、「第5期三島市障害福祉計画・第1期三島市障害児福祉計画」の基本理念は、第4期計画を踏襲し、“みんなでつくり みんなであゆむ 福祉のまち みしま”とします。

《 計画の基本理念 》

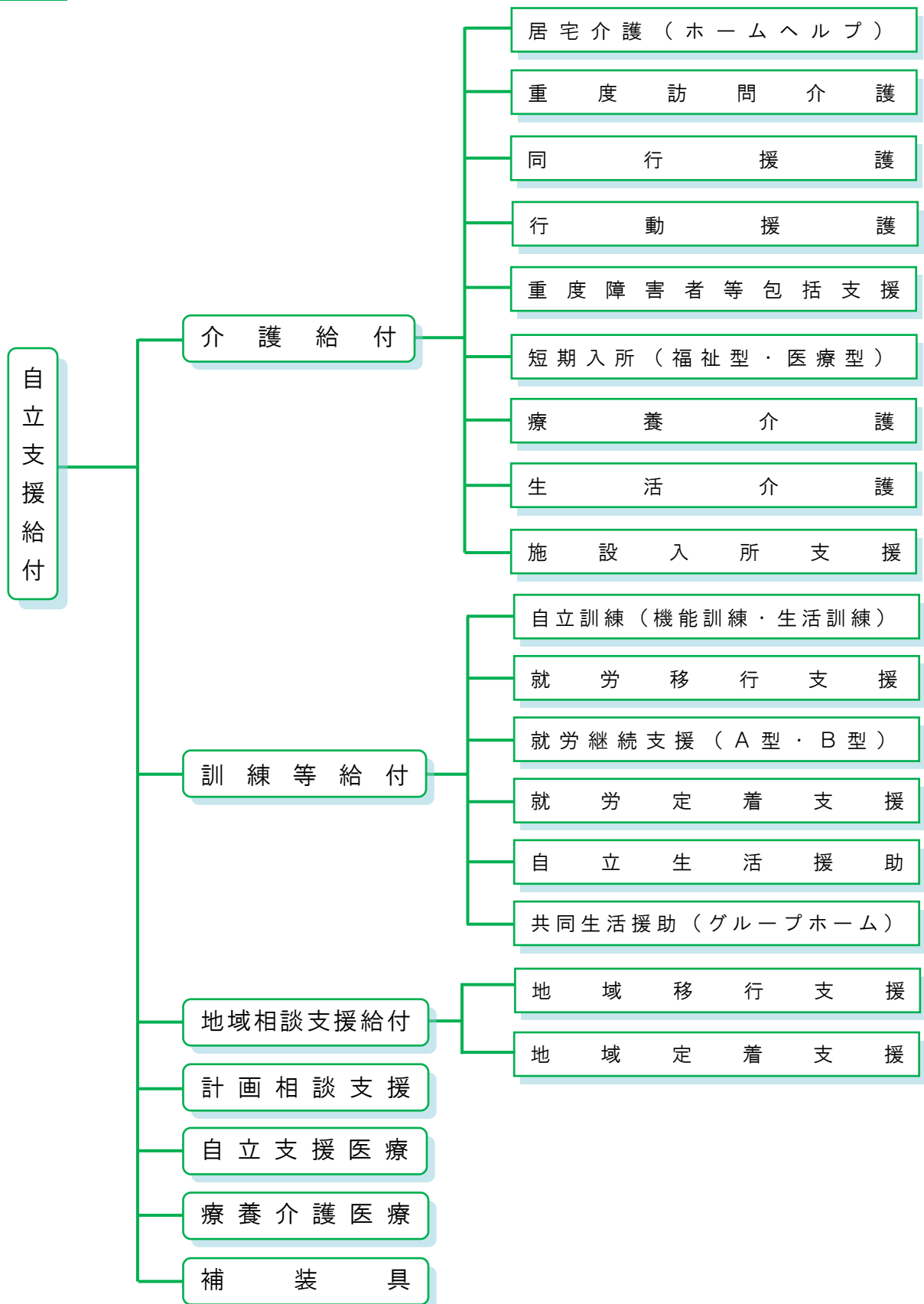
「みんなでつくり みんなであゆむ 福祉のまち みしま」

〈基本方針〉

- (1) 障がいのある人の自己決定を尊重し意思決定の支援に配慮する
- (2) 障がいのある人に、障がいの種別によらない一元的な福祉サービスを提供する
- (3) 地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービスの充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を促進する
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組を推進する
- (5) 障がい児の健やかな育成を支援する

6

障がいのある人の福祉サービスの体系



児童通所給付等

児童発達支援

医療型児童発達支援

放課後等デイサービス

保育所等訪問支援

居宅訪問型児童発達支援

障害児相談支援

地域生活支援事業

理解促進研修・啓発事業

自発的活動支援事業

相談支援事業

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度法人後見支援事業

意思疎通支援事業

日常生活用具給付等事業

手話奉仕員養成研修事業

移動支援事業

地域活動支援センター事業

訪問入浴サービス事業

日中一時支援事業

障害児支援体制整備事業

巡回支援専門員整備事業

スポーツ・レクリエーション教室開催事業

点字・声の広報等発行事業

7

平成 32 年度（2020 年度）の目標値の設定

「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設から一般就労への移行等」、「障害児支援の提供体制の整備等」について、国の基本指針を踏まえ、平成 32 年度（2020 年度）における目標値を次のように設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

障がいのある人等の自立支援の観点から、平成 28 年度（2016 年度）末時点において福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、自立訓練事業などを利用し、グループホーム、一般住宅などに移行する人の数を見込み、その上で、平成 32 年度（2020 年度）末における地域生活に移行する人の数値目標を設定します。目標値の設定に当たっては、平成 28 年度（2016 年度）末の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成 32 年度（2020 年度）末の施設入所者数を平成 28 年度（2016 年度）末時点の施設入所者数から 2%以上削減します。

また、当該目標値の設定に当たり、平成 29 年度（2017 年度）末において、障害福祉計画で定めた平成 29 年度（2017 年度）までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成 32 年度（2020 年度）末における地域生活に移行する人および施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とします。

【本市の考え方】

施設入所者全員に対し、現在の状況や今後の地域生活への移行の可能性を調査し、平成 32 年度（2020 年度）末時点の施設入所者数を割り出しました。

本市においては、施設入所待機者が平成 28 年度（2016 年度）末時点で 32 人と多いために、福祉施設から地域生活へ移行しても待機者が新たに入所していく、という現状があります。それらを踏まえ、現在の施設入所者数は維持したままで、施設入所者の地域移行を促進し、施設入所待機者を減少させていくことを目標値に設定します。

また、国の基本指針および未達成割合を踏まえ、平成 28 年度（2016 年度）末の福祉施設入所者数の 11%（11 人）が地域生活に移行することを目標とします。

【目標値】

項目	数値	考え方
基準年の入所者数（A）	95人	平成28年度（2016年度）末時点の施設入所者
目標年の入所者数（B）	95人	平成32年度（2020年度）末時点の施設入所者
【目標値】 入所者数減少見込(A)－(B)	0人	差引減少見込数 ※施設入所待機者を減少させていく
【目標値】 地域生活移行者数	11人	平成32年度（2020年度）末までの地域移行者数の累計 (A)の11%

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、平成32年度（2020年度）末までに、保健・医療・福祉関係者による情報共有や連携を行う協議の場を、市内または圏域に少なくとも1つ整備します。

【本市の考え方】

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、関係機関による情報共有や連携を行う協議の場に、引き続き圏域の協議会を活用し、関係機関の情報共有や連携を図っていきます。

【目標値】

項目	考え方
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	圏域の協議会を活用する

（3）地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針】

地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援などを進めるために、平成32年度（2020年度）末までに、地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくりなど）の集約を行う拠点などを、市内または圏域に少なくとも1つ整備します。

【本市の考え方】

地域での暮らしの安心感を担保し、親なき後を見据えた地域生活を支援するため、親元からの自立などに関わる相談、一人暮らしの体験（自立生活体験室の整備など）、グループホームへの入居体験、ショートステイの利便性向上などの集約を行う拠点の整備を、関係機関が参画する協議会などの場を用いて、検討していきます。

【目標値】

項目	考え方
地域生活支援拠点等の整備	平成 32 年度（2020 年度）末までに市内または圏域に整備する

（４）福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて、平成 32 年度（2020 年度）中に一般就労に移行する人の数値目標を設定します。

目標の設定に当たっては、平成 28 年度（2016 年度）の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とします。

また、平成 32 年度（2020 年度）末における就労移行支援事業の利用者数が平成 28 年度（2016 年度）末における利用者数の 20%以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることをします。さらに、障がいのある人の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 80%以上とすることを目指すものとします。（なお県においては、平成 25～26 年度就労者の 1 年後職場定着率は 81.1%であり、就労定着支援による長期定着への寄与が数%程度と見込まれるため、国が基本指針で示した目標値に 5%を加えた 85%を採用します。）

【本市の考え方】

平成 28 年度（2016 年度）に就労移行支援事業などを通じて、一般就労した人数の 1.5 倍を平成 32 年度（2020 年度）中の一般就労移行者数の目標とします。

また、平成 28 年度（2016 年度）末における就労移行支援事業の利用者数の 2 割増加を平成 32 年度（2020 年度）の目標とします。事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすること、さらに就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を県の成果目標を踏まえ 85%以上とすることを目標とし、サービス提供体制の充実に取り組みます。

【目標値】

項目	数値	考え方
基準年の年間一般就労移行者数 (A)	16 人	平成 28 年度 (2016 年度) において就労移行支援事業などを通じて、一般就労した人数
基準年の就労移行支援事業の利用者数 (B)	30 人	平成 28 年度 (2016 年度) 末における就労移行支援事業の利用者数
【目標値】 年間一般就労移行者数	24 人	平成 32 年度 (2020 年度) に、就労移行支援事業などを通じて一般就労する人数 (A) の 1.5 倍
【目標値】 就労移行支援事業利用者数	36 人	平成 32 年度 (2020 年度) 末における就労移行支援事業の利用者数 (B) の 1.2 倍
【目標値】 事業所ごとの就労移行率		平成 32 年度 (2020 年度) における就労移行率が 3 割以上の事業所を 5 割以上とする
【目標値】 1 年後の職場定着率		就労定着支援事業を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 85%以上とする

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成 32 年度 (2020 年度) 末までに、児童発達支援センターを市内または圏域に少なくとも 1 カ所以上設置することを基本とします。

また、障がい児の地域社会への参加・包容 (インクルージョン) を推進するため、平成 32 年度 (2020 年度) 末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とします。

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、平成 32 年度 (2020 年度) 末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、市内または圏域に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本とします。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 30 年度 (2018 年度) 末までに、市内または圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とします。

【本市の考え方】

療育支援室では、神経発達症や発達に課題のある児童とその保護者に対し、ライフステージに応じた支援を切れ目なく継続できる三島市発達支援システムを関係各課と連携するなかで構築しています。給食設備などの問題から、国が示す児童発達支援センターには欠けている状態ではありますが、児童発達支援センターが担うべき機能としては十分に果たされていると考えています。

保育所等訪問支援事業所や重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、圏域内に設置がされており、本市の利用者も利用しています。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、関係機関が連携を図るため、圏域の協議会などの場を活用していきます。また、本市単独の協議の場の設置について検討していきます。

【目標値】

項目	考え方
【目標値】 児童発達支援センターの設置	設置予定なし ※既存施設（療育支援室）で機能確保
【目標値】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域内に構築済
【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内に確保済
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	圏域の協議の場を活用します ※本市単独の協議の場の設置を検討していく



8

障害福祉サービス・相談支援の見込量

障害福祉サービス・相談支援について、国の基本指針を踏まえ、平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)までの必要な見込量を次のように設定します。

(1) 訪問系サービス

【サービスの概要】

〔居宅介護（ホームヘルプ）〕

- ・自宅での入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事並びに生活などに関する相談や助言、その他の生活全般にわたる支援を行います。

〔重度訪問介護〕

- ・重度の障がいがあり、常に介護を必要とする人が対象となります。
- ・自宅での入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事並びに生活などに関する相談や助言、その他の生活全般にわたる支援及び外出時の移動中の介護を総合的に行います。

〔同行援護〕

- ・視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人などが対象となります。
- ・外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他外出する際の必要な支援を行います。

〔行動援護〕

- ・知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難がある人などであって、常に介護を必要とする人が対象となります。
- ・行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時の移動中の介護、排せつや食事などの介護その他行動する際の必要な支援を行います。

〔重度障害者等包括支援〕

- ・常に介護を必要とし、意思疎通を図ることに著しい支障がある障がいのある人のうち、四肢の麻痺や寝たきりの状態にある人並びに知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難がある人が対象となります。
- ・居宅介護をはじめとする障害福祉サービスを包括的に提供します。

【国の基本指針】

- ・現に利用している人の数、障がいのある人などのニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる人の数、平均的な一人当たりの利用量などを勘案して、利用者数やサービス利用量の見込みを設定します。

【本市の考え方】

- ・現在の訪問系サービスの利用実績を基礎として、平成 27 年度（2015 年度）からの利用者数やサービス利用量の伸び、障害者手帳所持者へのアンケート調査、新規利用者などを勘案して、訪問系サービスの必要な見込量を設定します。

【実績】

		27 年度 (2015 年度)	28 年度 (2016 年度)	29 年度見込 (2017 年度)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数 (人)	130	130	133
	サービス利用量 (時間)	4,924	4,952	5,070

【見込量】

		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数 (人)	135	138	141
	サービス利用量 (時間)	5,299	5,537	5,786

(2) 日中活動系サービス

【サービスの概要】

【生活介護】

- ・常に介護を必要とする障がいのある人が対象となります。
- ・障害者支援施設等において、入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。

【自立訓練（機能訓練）】

- ・地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な身体障がいのある人・難病の患者が対象となります。
- ・障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、または自宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活などに関する相談や助言その他の必要な支援を行います。

[自立訓練（生活訓練）]

- ・地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な知的障がいのある人・精神障がいのある人が対象となります。
- ・障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、または自宅を訪問して行う入浴、排せつ、食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活などに関する相談や助言その他の必要な支援を行います。

[就労移行支援]

- ・就労を希望する65歳未満の障がいのある人が対象となります。
- ・生産活動、職場体験その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、職場の開拓並びに就職後における職場への定着のために必要な相談や支援を行います。

[就労継続支援（A型）]

- ・通常の事業所などに就労することが困難な障がいのある人が対象となります。
- ・雇用契約に基づき、生産活動その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

[就労継続支援（B型）]

- ・通常の事業所などに就労することが困難な障がいのある人のうち、通常の事業所などに雇用されていた人で年齢、心身の状態その他の事情により引き続き雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても一般企業などに雇用されるに至らなかった人などが対象となります。
- ・雇用契約を結ばないで、生産活動その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

[就労定着支援]

- ・就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人が対象となります。
- ・就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問などにより必要な連絡調整や指導・助言などを行います。

[療養介護]

- ・病院などへの長期の入院による医療的ケアに加え、常に介護を必要とする障がいのある人が対象となります。
- ・主として昼間において、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話をを行います。

[短期入所（福祉型・医療型）]

- ・居宅で生活している障がいのある人のうち、介護者の疾病その他の理由により、障害者支援施設などへの短期間の入所を必要とする人などが対象となります。
- ・障害者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護その他必要な支援を行います。

【国の基本指針】

- 次の①～⑧を勘案して、利用者数やサービス利用量の見込みを定めます。
 - ①現に利用している人の数
 - ②障がいのある人などのニーズ
 - ③施設入所者の地域生活への移行者数
 - ④入院中の精神障がいのある人のうち、地域生活への移行後に日中活動系サービスの利用が見込まれる人の数
 - ⑤福祉施設の利用者の一般就労への移行者数
 - ⑥特別支援学校卒業者など新たに日中活動系サービスの対象者と見込まれる人の数
 - ⑦平均的な一人当たりの利用量
 - ⑧地域の雇用情勢

【本市の考え方】

- 現在の日中活動系サービスの利用者数を基礎として、平成 27 年度（2015 年度）からの利用者数の伸び、障害者手帳所持者へのアンケート調査、新規利用者などを勘案して、日中活動系サービスの必要な見込量を設定します。

【実績】

		27 年度 (2015 年度)	28 年度 (2016 年度)	29 年度見込 (2017 年度)	
生活介護	(人)	220	225	233	
自立訓練（機能訓練）	(人)	1	0	0	
自立訓練（生活訓練）	(人)	7	5	5	
就労移行支援	(人)	31	30	36	
就労継続支援（A型）	(人)	79	78	84	
就労継続支援（B型）	(人)	174	182	208	
療養介護	(人)	8	8	10	
短期入所	福祉型短期入所	(人)	16	12	24
	医療型短期入所	(人)	5	3	4
日中活動系サービス全体の実績		(人)	541	543	604

【見込量】

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
生活介護	(人)	254	276	286
自立訓練（機能訓練）	(人)	1	1	0
自立訓練（生活訓練）	(人)	5	5	5
就労移行支援	(人)	36	36	36
就労継続支援（A型）	(人)	87	90	93
就労継続支援（B型）	(人)	226	246	257
就労定着支援	(人)	4	8	12
療養介護	(人)	10	11	12
短期入所	福祉型短期入所	(人)	18	18
	医療型短期入所	(人)	4	5
日中活動系サービス全体の見込		(人)	645	696
			725	

（3）居住系サービス

【サービスの概要】

【自立生活援助】

- ・ 障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）などを利用していた障がいのある人で、一人暮らしを希望する人などが対象となります。
- ・ 地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力や生活力などを補い、適時のタイミングで適切な支援を行います。

【共同生活援助（グループホーム）】

- ・ 地域で共同生活を営むべき住居において、主として夜間に相談その他の日常生活上の支援を行います。

【施設入所支援】

- ・ 施設に入所している障がいのある人が対象となります。
- ・ 主として夜間に入浴、排せつ、食事などの介護、生活などに関する相談や助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【国の基本指針】

〔自立生活援助〕

- ・単身世帯である障がいのある人の数、同居している家族による支援を受けられない障がいのある人の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる人の数などを勘案して、利用者数の見込みを設定します。

〔共同生活援助（グループホーム）〕

- ・現に利用している人の数、障がいのある人などのニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる人の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する人の数、グループホームから退所する人の数などを勘案して、利用者数の見込みを設定します。

〔施設入所支援〕

- ・平成 28 年度（2016 年度）末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホームなどでの対応が困難といった真に必要と判断される人数を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

【本市の考え方】

- ・現在の居住系サービスの利用者数を基礎として、平成 27 年度（2015 年度）からの利用者数の伸び、障害者手帳所持者へのアンケート調査、新規利用者、事業所の新設、施設入所者の地域移行などを勘案して、居住系サービスの必要な見込量を設定します。
- ・自立生活援助については、サービスの提供体制が整っていないことから、今後のニーズに合わせて検討していきます。
- ・施設入所支援については、平成 28 年度（2016 年度）末の施設入所者数を維持します。

【実績】

		27 年度 (2015 年度)	28 年度 (2016 年度)	29 年度見込 (2017 年度)
共同生活援助	(人)	41	47	48
施設入所支援	(人)	98	95	95

【見込量】

		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)
自立生活援助	(人)	0	0	0
共同生活援助	(人)	49	49	54
施設入所支援	(人)	95	95	95

(4) 相談支援

【サービスの概要】

〔計画相談支援〕

- ・施設入所や入院から地域生活への移行を希望する障がいのある人や、障害福祉サービスを受けようとする障がいのある人または児童が対象となります。
- ・サービス等利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整、モニタリングなどを行います。

〔地域移行支援〕

- ・障害者支援施設などに入所している障がいのある人や精神科病院に入院している人などが対象となります。
- ・生活の場を地域に移行するための相談その他必要な支援を行います。

〔地域定着支援〕

- ・居家で一人暮らしをしている障がいのある人や、家庭の状況などにより同居している家族による支援を受けられない障がいのある人などが対象となります。
- ・常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などに相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。

【国の基本指針】

〔計画相談支援〕

- ・現に利用している人の数、障がいのある人などのニーズ、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる人の数などを勘案して、利用者数の見込みを設定します。

〔地域移行支援〕

- ・現に利用している人の数、障がいのある人などのニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる人の数などを勘案して、利用者数の見込みを設定します。

〔地域定着支援〕

- ・現に利用している人の数、単身世帯である障がいのある人の数、同居している家族による支援を受けられない障がいのある人の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる人の数などを勘案して、利用者数の見込みを設定します。

【本市の考え方】

- ・「計画相談支援」については、原則として全ての障害福祉サービスと地域相談支援の利用者を対象とします。「地域移行支援」・「地域定着支援」については、対象となる利用者数を勘案して見込みます。

【実績】

		27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度見込 (2017年度)
計画相談支援	(人)	585	621	640
地域移行支援	(人)	2	1	2
地域定着支援	(人)	0	0	0

【見込量】

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
計画相談支援	(人)	666	693	721
地域移行支援	(人)	2	2	2
地域定着支援	(人)	1	1	1

(5) 障害福祉サービス・相談支援の見込量確保のための方策

- ① 訪問系サービスについては、利用者数やサービス利用量の増加が見込まれることから、サービス提供事業者と連携しながら、必要量の確保に努めます。
- ② 日中活動系サービスについては、利用者数やサービス利用量の増加が見込まれることから、今後の就労支援事業所などの利用見込みを踏まえながら、民間事業所などの新規設立を促進します。
- ③ 居住系サービスについては、施設入所者の地域生活への移行を促進する上で重要な役割を担っているグループホームなどの生活基盤の確保、民間事業所などの新規設立を促進していきます。併せて、グループホームの設置促進のためには、自治会や地域住民の理解や援助も必要となることから、ノーマライゼーションやインクルージョンの理念の普及啓発に努めていきます。
また、国の基本指針により入所施設から地域への移行が進められるなか、施設入所待機者が多いことから施設入所支援の見込量は現状維持としてあります。障がいの状況や家族の事情などによっては地域での生活が困難な人もあり、施設入所支援の必要性は残されています。一方で、地域での生活が可能な人については入所施設から地域への積極的な移行を進め、限られた施設の活用を促します。
- ④ 相談支援については、サービス等利用計画の作成体制及びモニタリング時の質の向上を図るため、一層の相談支援事業者間の連携強化と民間事業所などの新規設立を促進します。

9

障害児支援の見込量（第1期障害児福祉計画）

児童福祉法に基づく障害児支援について、国の基本指針を踏まえ、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの必要な見込量を次のように設定します。

（1）児童発達支援

【サービスの概要】

- ・療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要がある未就学の障がいのある児童が対象となります。
- ・日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

【国の基本指針】

- ・地域における児童の数の推移、現に利用している障がいのある児童の数、障がいのある児童などのニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所などでの障がいのある児童の受入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障がいのある児童の数、平均的な一人当たりの利用量などを勘案して、利用児童数及びサービス量の見込みを設定します。

【本市の考え方】

- ・現在の児童発達支援の利用者数を基礎として、平成27年度（2015年度）からの利用者数の伸び、障害者手帳所持児を対象としたアンケート調査、新規利用者などを勘案して、児童発達支援の必要な見込量を設定します。

【実績】

		27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度見込 (2017年度)
児童発達支援	(人)	28	49	68

【見込量】

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
児童発達支援	(人)	74	80	87

(2) 医療型児童発達支援

【サービスの概要】

- ・肢体不自由があり、理学療法などの機能訓練または医療的管理下での支援が必要と認められた児童が対象となります。
- ・日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うとともに、身体の状態により、治療も行います。

【国の基本指針】

- ・地域における児童の数の推移、現に利用している障がいのある児童の数、障がいのある児童などのニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所などでの障がいのある児童の受入れ状況、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援などの利用が見込まれる障がいのある児童の数、平均的な一人当たりの利用量などを勘案して、利用児童数及びサービス量の見込みを設定します。

【本市の考え方】

- ・現在の利用見込み者はなく、サービスの提供体制も整っていないことから、今後のニーズに合わせて検討していきます。

(3) 放課後等デイサービス

【サービスの概要】

- ・就学している障がいのある児童が対象となります。
- ・授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

【国の基本指針】

- ・地域における児童の数の推移、現に利用している障がいのある児童の数、障がいのある児童などのニーズ、医療的ケア児のニーズ、放課後児童健全育成事業などでの障がいのある児童の受入れ状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障がいのある児童の数、平均的な一人当たりの利用量などを勘案して、利用児童数及びサービス量の見込みを設定します。

【本市の考え方】

- ・現在の放課後等デイサービスの利用者数を基礎として、平成27年度(2015年度)からの利用者数の伸び、障害者手帳所持児を対象としたアンケート調査、新規利用者などを勘案して、放課後等デイサービスの必要な見込量を設定します。

【実績】

		27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度見込 (2017年度)
放課後等デイサービス	(人)	83	118	148

【見込量】

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
放課後等デイサービス	(人)	168	195	222

(4) 保育所等訪問支援**【サービスの概要】**

- ・障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士などが、保育所などを訪問し、障がいのある児童や保育所などのスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

【国の基本指針】

- ・地域における児童の数の推移、現に利用している障がいのある児童の数、障がいのある児童などのニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校などでの障がいのある児童の受入又は利用状況、平均的な一人当たりの利用量などを勘案して、利用児童数及びサービス量の見込みを設定します。

【本市の考え方】

- ・現在の保育所等訪問支援の利用者数を基礎として、平成27年度(2015年度)からの利用者数の伸び、障害手帳所持児を対象としたアンケート調査、新規利用者などを考慮して、保育所等訪問支援の必要な見込量を設定します。

【実績】

		27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)
保育所等訪問支援	(人)	0	1	3

【見込量】

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
保育所等訪問支援	(人)	2	2	2

(5) 居宅訪問型児童発達支援

【サービスの概要】

- ・重度の障がいのある児童であって、児童発達支援などを利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童が対象となります。
- ・発達支援を受けることができるよう、障がいのある児童の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【国の基本指針】

- ・地域における児童の数の推移、障がいのある児童などのニーズ、医療的ケア児のニーズ、平均的な一人当たりの利用量などを勘案して、利用児童数及びサービス量の見込みを設定します。

【本市の考え方】

- ・現在の利用見込み者はなく、サービスの提供体制も整っていないことから、今後のニーズに合わせて検討していきます。

(6) 障害児相談支援

【サービスの概要】

- ・障がいのある児童について、障害児通所支援を利用するに当たり、障がいのある児童の心身の状況、置かれている環境などを考慮し、利用するサービスの内容などを定めた障害児支援利用計画の作成とサービス利用状況の検証及び計画の見直しなどの支援を行います。

【国の基本指針】

- ・地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障がいのある児童などのニーズ、医療的ケア児のニーズなどを勘案して、利用児童数の見込みを設定します。

【本市の考え方】

- ・現在の障害児相談支援の利用者数を基礎として、平成 27 年度（2015 年度）からの利用者数の伸び、障害手帳所持児を対象としたアンケート調査、新規利用者などを勘案して、障害児相談支援の必要な見込量を設定します。

【実績】

		27 年度 (2015 年度)	28 年度 (2016 年度)	29 年度見込 (2017 年度)
障害児相談支援	(人)	125	184	216

【見込量】

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
障害児相談支援	(人)	242	275	309

(7) 医療的ケア児に対する支援を調整するコーディネーターの配置**【サービスの概要】**

- ・医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

【国の基本指針】

- ・地域における医療的ケア児のニーズなどを勘案して、市内または圏域に必要となるコーディネーターを配置し、配置人数の見込を設定します。

【本市の考え方】

- ・医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターを圏域に配置しています。またコーディネーターとなるべき人材の育成に努め、本市に配置することを検討していきます。

【見込量】

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	(人)	1	1	1



(8) 障害児支援の見込量確保のための方策

- ① 児童発達支援については、早期に適切な支援を行うことの重要性を鑑み、サービス提供事業者と連携しながら、必要量の確保に努めます。
- ② 放課後等デイサービスについては、放課後児童健全育成事業等での受入れ状況を確認するとともに、日中一時支援事業との棲み分けを明確にし、サービス提供事業者と連携しながら必要量の確保に努めます。
- ③ 障害児相談支援については、障害児支援利用計画の作成体制を確保するとともに、障がいのある児童への適切な支援に努めていきます。
- ④ 神経発達症とそれに類する困難さのある人、または成長の中で新たなニーズのある人を対象に、早期から切れ目のない支援を提供し、その人の自立および社会参加が可能になるように、生活全般にわたる支援を行う目的で三島市発達支援システムの構築に取り組んでいきます。



10

地域生活支援事業の見込量

市町村が主体となって進める地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態によるサービスを提供し、障がいのある人の地域生活を支援することを目的としています。それぞれのサービスについて、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの見込量を次のように設定します。

（1）理解促進研修・啓発事業

【事業の概要】

- ・障がいのある人などが日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人などの理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

【本市の考え方】

- ・三島市福祉応援大使を任命する中で、多くの住民が参加できるイベント・教室（盲導犬センターの体験、障害福祉サービス事業所の作業体験、車いす・白杖体験など）を開催するとともに、障がいのある人に対する必要な配慮や知識を深めるための広報啓発物品を配布します。

【見込量】

	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

（2）自発的活動支援事業

【事業の概要】

- ・障がいのある人などが自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人など、その家族、地域住民などによる地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

【本市の考え方】

- ・障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援する事業のうち、広く社会に働きかける事業を補助対象事業として一部を補助します。

【見込量】

	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
自発的活動支援事業	有	有	有

(3) 相談支援事業

【事業の概要】

- ・障がいのある人の福祉に関するさまざまな問題について、障がいのある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整その他の障がいのある人などの権利擁護のために必要な支援を行います。
- ・特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

【本市の考え方】

- ・障がいのある人などが、身近な地域で相談を受けられるようにするため、市内にある相談支援事業所を中心に、相談業務を委託します。
- ・一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センターなどに配置することや、基幹相談支援センターなどが地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組などを実施していきます。

【実績】

		27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度見込 (2017年度)
相談支援事業				
障害者相談支援事業	(箇所)	6	6	7
基幹相談支援センター		有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業 (住宅入居等支援事業)		有	有	有

【見込量】

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度見込 (2020年度)
相談支援事業				
障害者相談支援事業	(箇所)	7	7	7
基幹相談支援センター		有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業 (住宅入居等支援事業)		有	有	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

【事業の概要】

- ・障害福祉サービスを利用し、または利用しようとする重度の知的障がいまたは精神障がいのある人のうち、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる人が対象となります。
- ・成年後見制度の申し立てに要する経費や後見人などの報酬について、全部または一部を助成します。

【本市の考え方】

- ・重度の知的障がい及び精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人のうち、施設などから成年後見人選任の依頼のあったものに対し、市長申し立てにより、成年後見人などを選任してもらうための手続きを行います。また、申し立てに要する経費や後見人などの報酬について、全部または一部を助成します。

【実績】

		27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度見込 (2017年度)
成年後見制度利用支援事業	(人)	4	3	3

【見込量】

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
成年後見制度利用支援事業	(人)	4	4	4

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

【事業の概要】

- ・障がいのある人の権利擁護を図ることを目的に、成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

【本市の考え方】

- ・複数の市町と連携し、事業の効果的な方法を検討していきますが、現在のところ本事業の利用見込みはありません。

【見込量】

	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	無

(6) 意思疎通支援事業

【事業の概要】

- ・聴覚、音声機能、言語機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などに、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

【本市の考え方】

- ・現在の意思疎通支援事業の利用者数・登録者数・派遣回数を基礎として、平成 27 年度（2015 年度）からの実績の伸び、新規利用者などを勘案して、必要な見込量を設定します。

【実績】

			27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度見込 (2017年度)
利用者数	(人)		42	48	50
手話通訳	登録者数	(人)	10	12	12
	派遣回数	(回)	133	230	160
要約筆記	登録者数	(人)	15	16	19
	派遣回数	(回)	69	83	100
手話通訳者設置事業	(人)		1	1	1

【見込量】

			30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
利用者数	(人)		50	50	50
手話通訳	登録者数	(人)	12	12	12
	派遣回数	(回)	160	160	160
要約筆記	登録者数	(人)	20	20	20
	派遣回数	(回)	100	100	100
手話通訳者設置事業	(人)		1	1	1

(7) 日常生活用具給付等事業**【事業の概要】**

- ・在宅の重度障がいのある人に対して、介護・訓練支援用具などの日常生活用具の給付等を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。

【本市の考え方】

- ・現在の日常生活用具給付等事業の給付者数・給付件数を基礎として、平成 27 年度（2015 年度）からの実績や伸びなどを勘案して、必要な見込量を設定します。

【実績】

		27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度見込 (2017年度)
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	(人)	6	4	5
	(件)	8	4	5
自立生活支援用具	(人)	9	11	10
	(件)	15	11	10
在宅療養等支援用具	(人)	8	12	15
	(件)	13	13	15
情報・意思疎通支援用具	(人)	22	20	40
	(件)	53	54	50
排泄管理支援用具	(人)	185	204	210
	(件)	2,053	2,119	2,150
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	(人)	3	4	5
	(件)	3	4	5

【見込量】

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	(人)	5	5	5
	(件)	5	5	5
自立生活支援用具	(人)	10	10	10
	(件)	10	10	10
在宅療養等支援用具	(人)	15	15	15
	(件)	15	15	15
情報・意思疎通支援用具	(人)	40	40	40
	(件)	50	50	50
排泄管理支援用具	(人)	215	220	225
	(件)	2,200	2,250	2,300
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	(人)	5	5	5
	(件)	5	5	5

(8) 手話奉仕員養成研修事業

【事業の概要】

- ・聴覚障がいのある人とのコミュニケーション手段を確保するため、手話講習会を開催し、手話奉仕員の養成を行います。

【本市の考え方】

- ・聴覚障がいのある人とのコミュニケーションを円滑にするため、日常会話程度の手話表現技術を習得してもらう講座（入門課程・基礎課程）を毎年開催し、その参加者数を見込量として設定します。（カッコ内は講座の修了見込み者数）

【実績】

		27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度見込 (2017年度)
手話奉仕員養成研修事業	(人)	53	59	40 (30)

【見込量】

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
手話奉仕員養成研修事業	(人)	50 (40)	50 (40)	50 (40)

(9) 移動支援事業

【事業の概要】

- ・屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立と社会参加を促進します。

【本市の考え方】

- ・現在の移動支援事業の利用者数・延べ利用時間数を基礎として、平成27年度(2015年度)からの実績や伸びなどを勘案して、必要な見込量を設定します。

【実績】

			27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度見込 (2017年度)
移動支援事業	事業者数	(箇)	18	19	20
	利用者数	(人)	123	131	129
	延べ利用時間数	(時)	14,317.5	14,300	13,470

【見込量】

			30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
移動支援事業	事業者数	(箇所)	20	21	21
	利用者数	(人)	130	135	140
	延べ利用時間数	(時間)	13,500	14,000	14,500

(10) 地域活動支援センター事業**【事業の概要】**

- ・障がいのある人などが通い、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供を行い、障がいのある人の地域生活支援の促進を図ります。

【本市の考え方】

- ・現在の地域活動支援センターの設置箇所数と、利用者数を基礎とし、必要となる見込み量を設定します。
- ・現在、市内には設置がないことから、今後、市内の既存の事業所（日中活動系の事業所など）に働きかけを行い、地域活動支援センターの機能を付加する形で実施ができるよう検討します。

【実績】

		27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度見込 (2017年度)
地域活動支援センター事業	(箇所)	4	3	3
	(人)	27	27	27

【見込量】

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
地域活動支援センター事業	(箇所)	4	5	5
	(人)	30	35	35

(11) 訪問入浴サービス事業

【事業の概要】

- ・身体障がいのある人の地域生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

【本市の考え方】

- ・現在の訪問入浴サービスの利用者数などを基礎として、平成 27 年度（2015 年度）からの実績や伸びなどを勘案して、必要な見込量を設定します。

【実績】

		27 年度 (2015 年度)	28 年度 (2016 年度)	29 年度見込 (2017 年度)
訪問入浴サービス事業	(箇所)	1	1	1
	(人)	7	5	5

【見込量】

		30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)
訪問入浴サービス事業	(箇所)	1	1	1
	(人)	5	5	5

(12) 日中一時支援事業

【事業の概要】

- ・障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

【本市の考え方】

- ・現在の日中一時支援の利用者数などを基礎として、平成 27 年度（2015 年度）からの実績や伸び、事業者数などを勘案して、必要な見込量を設定します。

【実績】

		27 年度 (2015 年度)	28 年度 (2016 年度)	29 年度見込 (2017 年度)
日中一時支援事業	(人)	64	78	69

【見込量】

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
日中一時支援事業	(人)	70	75	80

(13) 障害児支援体制整備事業**【事業の概要】****〔児童発達支援センター地域支援機能強化事業〕**

- ・児童発達支援センターに、地域の障がいのある児童やその家族への療育相談や他の障害児通所支援事業所への支援方法の技術的指導などを行う専門職員を配置し、地域支援の強化に取り組みます。

〔障害児の居場所づくり事業〕

- ・障害児通所支援事業などを利用していない地域で生活する障がいのある児童及びその家族が気軽に利用できる身近な敷居の低い場所を整備し、親同士の交流や子どもの遊びの場の提供を行うとともに、子育てなどに関する支援を行う。

【本市の考え方】

- ・設備等の不足から国が示す児童発達支援センターには欠けていますが、療育支援室では、相談支援事業・教室支援事業・地域支援事業・児童発達支援事業を行い、神経発達症や発達に課題のある児童とその保護者に対し、ライフステージに応じた支援を切れ目なく継続できる三島市発達支援システムを関係各課と連携するなかで構築しています。また、障がいのある児童に対し、早期に適切な対応を行うことにより、集団生活や社会生活を営む上でより良い成果が得られるため、障がいのある児童の保護者や療育支援室との連携のもと着実に進めていきます。

【実績】

	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度見込 (2017年度)
障害児支援体制整備事業			
児童発達支援センター地域支援機能強化事業	無	無	無
障害児の居場所づくり事業	有	有	有

【見込量】

	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
障害児支援体制整備事業			
児童発達支援センター地域支援機能強化事業	無	無	無
障害児の居場所づくり事業	有	有	有

(14) 巡回支援専門員整備事業**【事業の概要】**

- ・ 保育所などの子どもやその親が集まる施設・場に巡回するなどの支援を実施し、障がい者が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援などとの連携により、発達障がいのある児童などの福祉の向上を図ることを目的とします。

【本市の考え方】

- ・ 障がいのある児童に対し、早期に適切な対応を行うことにより、集団生活や社会生活を営む上でより良い成果が得られるため、障がいのある児童の保護者や療育支援室との連携のもと着実に進めていきます。

【実績】

	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度見込 (2017年度)
巡回支援専門員整備事業	有	有	有

【見込量】

	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
巡回支援専門員整備事業	有	有	有

(15) スポーツ・レクリエーション教室開催事業

【事業の概要】

- ・スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増強、交流、余暇などに資するため、また障がいのある人のスポーツを普及するため、障がい者スポーツ大会を開催します。
- ・障がいのある人の社会参加と生きがいづくりのため、障がい者スポーツ体験や小旅行のレクリエーション事業をサポートします。

【本市の考え方】

- ・障がい者スポーツ大会を引続き開催するとともに、障がい者スポーツ体験や小旅行、料理教室、おしゃべり会などのレクリエーション活動を支援することにより、障がいのある人及び保護者間の連携や交流の場を提供していきます。
- ・障がい者スポーツ体験や小旅行、料理教室、おしゃべり会などを行う、「心身障がい者レクリエーション事業」及び「障がい者ふれあい教室事業」についても、引き続き実施していきます。

【実績】

		27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度見込 (2017年度)
スポーツ・レクリエーション教室 開催事業	(回)	13	12	12
	(人)	906	571	580

【見込量】

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
スポーツ・レクリエーション教室 開催事業	(回)	12	12	12
	(人)	580	580	580

(16) 点字・声の広報等発行事業

【事業の概要】

- ・文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、広報みしまの点字版などを発行します。

【本市の考え方】

- ・視覚障がいのある人に市政案内を行うため、広報誌の主要記事の点訳を実施し配布します。

【実績】

		27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度見込 (2017年度)
点字・声の広報等発行事業	(回)	20	20	20
	(人)	8	8	7

【見込量】

		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)
点字・声の広報等発行事業	(回)	20	20	20
	(人)	7	7	7

(17) 地域生活支援事業の見込量確保のための方策

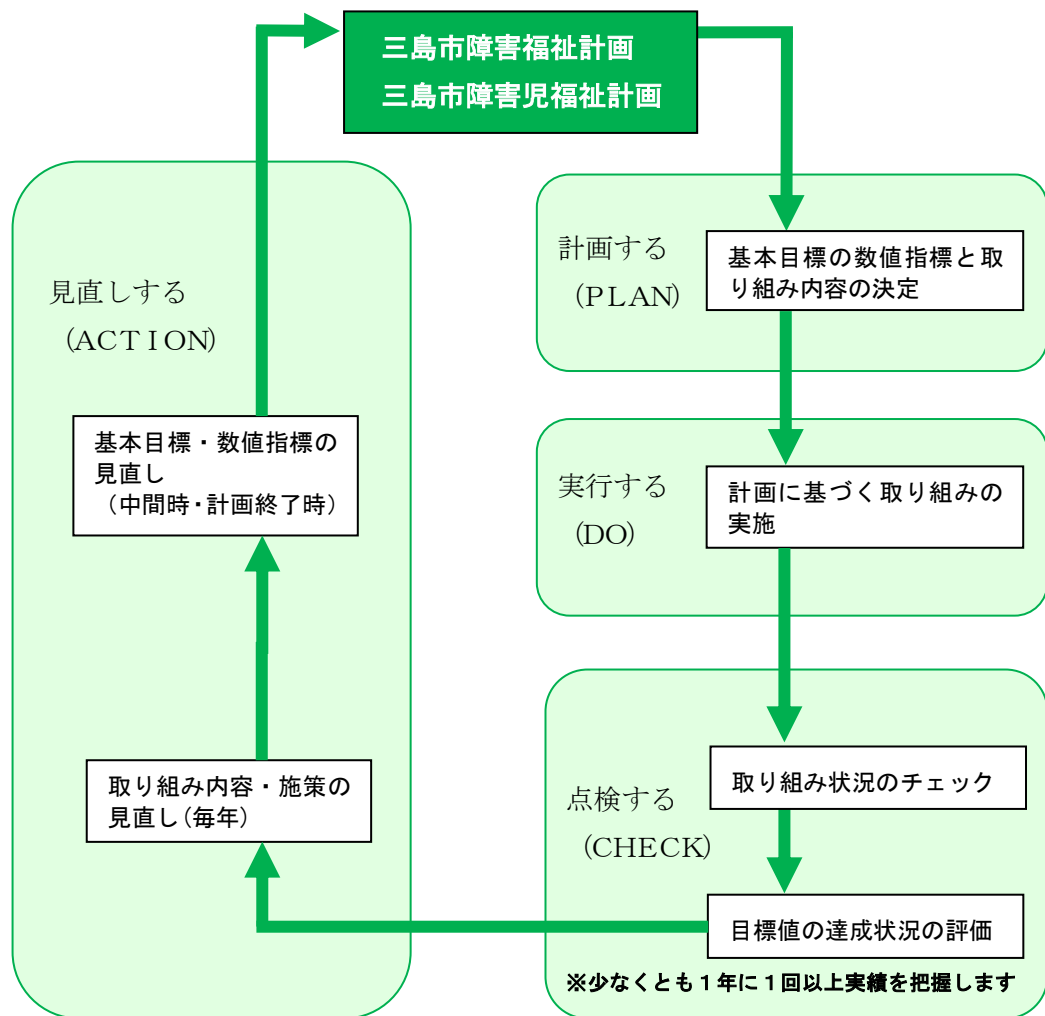
- ① 障がいのある人の地域生活を支援するため、身近な地域で相談を受けられる体制の整備を図ります。
- ② 地域特性と利用者ニーズに即応した事業展開を図り、障害福祉サービスなどとともに、総合的な障がいのある人の支援の実現に努めます。

11

計画の達成状況の点検と評価

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じることとされています。

このため「第5期三島市障害福祉計画・第1期三島市障害児福祉計画」では、各年度において、サービス見込量などについて1年に1回以上その実績を把握し、障がいのある人のための施策や関連施策の動向も踏まえながら、中間評価として分析などを行い、必要な対策を実施していきます。



国の基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込み量を「活動指標」としています。

計画に定められた成果目標や活動指標は、定期的（少なくとも年に1回）にその進捗を把握し、着実な推進を図るため分析・評価を行い、必要に応じて適切に対処していきます（PDCAサイクル）。